

公益財団法人福島県文化振興財団助成事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人福島県文化振興財団助成・顕彰事業要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、助成事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(助成対象及び助成金額等)

第2条 助成の対象とする文化活動の範囲は、別表第1に掲げるとおりとし、助成事業の内容、助成対象経費及び助成金額、助成する期間は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 要綱第5条の規定による助成金の交付申請は、助成金交付申請書（第1号様式）により、要綱第5条に定める期日までに提出を受けるものとする。申請書には、次に掲げる(1)～(6)の内容を記載し、添付書類は(7)のとおりとする。この場合において、財団は必要があると認めるときは、市町村長の意見書を添付させるものとする。

- (1) 申請対象事業
- (2) 助成の対象とする活動名
- (3) 助成金交付申請額
- (4) 団体の沿革（個人の略歴）
- (5) 実施計画書
- (6) 収支計画書
- (7) 添付書類

団体の会則

団体の会員名簿

活動実績を明示した資料

前回の刊行物1冊（出版による成果発表事業の場合）

保存・補修前の写真、保存・補修費の見積書（いずれも文化財保護事業の場合）

(助成金交付内定通知)

第4条 理事長は、要綱第6条の規定により助成金の交付を内定したときは、助成金交付内定通知書（第2号様式）により、申請者に対し助成金交付内定の通知を行うものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第5条 理事長は、要綱第6条の規定により助成金の交付を内定したもの（以下「助成内定者」という。）が、その事業の内容を変更、中止、又は廃止をしようとするときは、助成事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

2 理事長は、前項の助成事業変更（中止）承認申請書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し、助成金交付内定額の変更、若しくは取消等の措置をとらなければならない。

(助成金の概算交付)

第6条 理事長は、助成内定者に要綱第9条の規定による助成金の概算払をするときは、

あらかじめ助成金概算交付申請書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なくその必要性を審査し、その理由を適当と認めた場合は、助成金概算交付通知書（第5号様式）により当該申請者に通知し、指定の預金口座に振り込むものとする。

（実績報告）

第7条 要綱第10条の規定による実績報告は、助成事業実績報告書（第6号様式）による。

（助成金の確定通知及び交付）

第8条 理事長は、要綱第11条の規定により助成金の額を確定したときは、助成金確定交付通知書（第7号様式）により通知するものとし、指定の預金口座に振り込むものとする。

（委 任）

第9条 この要領に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、公益財団法人福島県文化振興財団助成・顕彰事業要綱の制定をもって施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表第1

種 別	対 象 範 囲
美術	絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン（遺作展を除く）
音楽	邦楽（民謡、吟詠を含む。）、洋楽
演劇	伝統演劇、現代演劇
文学	小説、エッセー、ノンフィクション、戯曲、詩、短歌、俳句、川柳、評論、児童文学、随筆（遺稿集を除く）
舞踊	邦舞（民踊を含む）、洋舞
メディア芸術	映画（自主制作）、漫画、アニメーション、コンピュータ機器等を利用した芸術
文化財	民俗芸能、伝統技術、文化財
郷土史誌	（遺稿集を除く）

別表第2

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
1 県民文化活動推進事業	<p>(1)成果発表事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係るものの成果発表のための事業であって、次の要件を満たすもの。 ①当該事業が広く県民に公開されるものであること。 ②出版による成果発表の場合は、当該年度中に刊行予定のもの。</p> <p>(2)全県規模の文化団体の事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係る文化活動に関し連絡調整することを目的とする全県規模の文化団体の事業。</p> <p>(3)特認事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係る事業であって、事業の内容が全県的に大きな影響を与え、県民文化の振興に著しく寄与すると認められるものであること。</p>	<p>下記に掲げる経費で財団が必要と認める経費 ア 使用料及び賃借料 イ 通信運搬費 ウ 印刷製本費 エ 審査員・講師等旅費 オ その他の経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村からの補助金等がある場合は上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p>	<p>助成対象経費の 1/3 以下の額</p> <p>※成果発表事業については、団体等が負担する自己資金額を超えないものとする。</p>	単年度

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
2 県民文化 発信交流事業	<p>(1) 発表会等への参加事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係るものの国内での発表会等への参加事業であって次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、一会計年度中一回のみに限る。</p> <p>① 県代表以上の資格又はそれに準ずる資格を有すると認められるもの。</p> <p>② 国内の政府及び地方公共団体等の公的機関からの招聘に基づく事業で財団の認めるもの。</p> <p>(2) 東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業（当該被災した県民及び文化団体が主催する事業は除く。）</p>	<p>出場の場合</p> <p>ア 旅費 イ 通信運搬費 ウ その他の経費</p> <p>出品の場合</p> <p>ア 通信運搬費 イ その他の経費</p> <p>ただし、国、県及び市町村からの補助金等がある場合は上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p> <p>下記に掲げる経費で財団が必要と認める経費</p> <p>ア 使用料及び賃借料 イ 通信運搬費 ウ 印刷製本費 エ 講師等旅費 オ 被災者（被災文化団体）の参加に要する旅費 カ その他の経費</p> <p>ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p>	<p>助成対象経費の 1/3 以下の額</p> <p>※発表会等への参加事業については、団体等が負担する自己資金額を超えないものとする。</p>	<p>単年度</p>

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
3 文化財保護事業	<p>(1)文化財保護法に規定する文化財の保護・保存のための事業</p> <p>①登録文化財及び市町村指定文化財であって、国及び自治体以外が所有するものを対象とする。</p> <p>②当該市町村の推薦のあるもので、特に財団が必要と認めるもの。</p> <p>(2)経済産業省が認定した近代化産業遺産の保護・保存のための事業（国及び自治体所有を除く。）</p> <p>(3)文化財保護を目的として文化財関連の展示や民俗芸能等の発表会を行う事業</p> <p>(4)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等（国及び県指定文化財を除く）の新調・修理事業</p>	<p>事業に要する経費</p> <p>ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p>	<p>助成対象経費の 1/2 以下の額</p>	<p>単年度</p>

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
4「文化の力」による地域づくり事業	<p>(1)文化振興による地域活性化に関するソフト事業であって、地域の文化振興への影響が大きい事業</p> <p>(2)文化資源を生かした地域づくりに関するソフト事業であって、地域の文化振興への影響が大きい事業</p> <p>(3) 伝統文化の保存・継承・発展を目的としたソフト事業であって、伝統文化の保存・継承・発展への影響が大きい事業（「文化財保護事業」の対象となる事業は除く。）</p> <p>(4)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化（国及び県指定文化財を除く）の保存・継承のために行うソフト事業</p>	<p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>下記に掲げる経費で財団が必要と認める経費 ア 使用料及び賃借料 イ 通信運搬費 ウ 印刷製本費 エ 講師等旅費 オ 被災者（被災文化団体）の参加に要する旅費 カ その他の経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p>	助成対象経費の 1/2 以下の額	原則 3 年間

※各助成事業について、単年度の助成金交付見込み額が 5 万円未満となった場合には、原則として助成の対象としない。